

19 社会福祉法人糸魚川市社会福祉協議会 職員の退職手当の支給に関する規程

平成17年3月1日制定
糸社協規程第 17 号

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人糸魚川市社会福祉協議会定款施行細則第7条の規程に基づき、職員の退職手当の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(適 用)

第2条 掛金及び支給を受けるための諸規定は、独立行政法人福祉医療機構が所管する社会福祉施設職員等退職手当共済法に基づく制度に加入し、その定める諸条項の適用を受けるものとする。

附 則 (平成17年3月1日)

この規程は、平成17年3月1日から施行する。